

=====
定 款
=====

一般社団法人 なら建築安全支援協会

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人なら建築安全支援協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を奈良県奈良市に置く。

- 2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、一般財団法人なら建築住宅センター（以下「センター」という。）と連携して、建築物、建築設備及び工作物（以下「建築物等」という。）の安全の確保と建築技術向上の周知・啓発及び建築物等に関する情報提供と安全確保に関する相談を通じ、広く地域社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建築物等の安全確保に関する情報提供及び相談事業
- (2) 建築物等の定期報告に係る人材育成及び技術支援事業
- (3) 省エネルギー関連事業
- (4) 建築物等の鑑定業務事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 センターが作成した特殊建築物調査資格者及び建築設備検査資格者の登録名簿に登録された者のうち、この法人の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は法人
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第 6 条 この法人の正会員になろうとする者は、この法人の規則に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 この法人の賛助会員になろうとする者は、この法人の規則に定める入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得なければならない。
- 3 前2項の承認を得た会員の入会は、次条に定める会費を納めたときにその効力を生ずる。

(会費)

第 7 条 会員はこの法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員となった時及び毎年、会員は総会において別に定める額を会費として支払う義務を負う。

(会員の義務)

第 8 条 会員は、法令及び定款その他諸規則並びに総会において成立した決議事項を遵守す

る義務を負う。

(任意退会)

第 9 条 会員は、この法人の規則に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。この場合、会費その他の未納金があるときは、これを完納しなければならない。

(除名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は著しく不適切な業務を行う等、目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他前 2 号と同等な除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払義務を 2 年以上履行せず、且つ、催告を受けた後 3 ヶ月以内に履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (3) その他会員としての資格が維持できない事由が存在し、理事会が同意したとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 会員が前 3 条の規定により、その資格を喪失したときは、既に納入した会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第 4 章 総 会

(構成)

第 13 条 総会は正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第 14 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 事業計画及び収支予算の承認
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 会員の除名
- (8) 会費の額
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 定時総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催する。臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総会を招集するには、総会の日1週間前までに、正会員に対してその通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面により議決権を行使することができることとする場合には、総会の日2週間前までにその通知を発しなければならない

3 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。この場合において、会長は、請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、当該総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(書面による議決権の行使)

第20条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使することができる。この場合において、その正会員は、前条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議決権の代理行使)

第21条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として、議決権を行使することができる。この場合において、その正会員は、第19条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 総会議事録には、出席した正会員のうちからその会議において選出された者2名が議長と共に記名押印するものとする。

第5章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 9名以内

(2) 監事 2名

2 正会員である理事のうちから会長1名及び副会長2名を、理事会において選定する。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 会長及び副会長以外の理事のうちから、専務理事1名を定めることができる。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて、理事3名以内及び監事1名以内を、

正会員以外の学識経験等を有する者の中から総会の決議によって選任することができる。ただし、理事の過半数及び監事の半数は正会員でなければならない。

3 監事は、この法人の理事又は職員を兼ねることができない。

4 会長及び監事は、この法人以外の建築に係る業務団体又は事業者団体の長を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を行う。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を統括し、執行する。

3 副会長は、会長を補佐して業務を掌理、執行する。

4 専務理事は会長、副会長を補佐するとともに、会務を処理する。

5 会長及び副会長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第23条に定める員数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議によって解任することができる。この場合、当該役員に対し、予め弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

(役員報酬)

第29条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員損害賠償責任の免除)

第30条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(外部役員責任限定契約)

第31条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。なお、責任の限度額は、同法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

(顧問、相談役)

- 第32条 この法人に、任意の機関として、顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 顧問はこの法人の会長の職にあった者で、特にこの法人のために貢献した者を、理事会の決議に基づいて会長が委嘱する。顧問の報酬は、無償とする。
 - 3 相談役は、理事会の決議に基づいて会長が委嘱する。相談役の報酬は、無償とする。
 - 4 顧問、相談役は、会長の諮問に応え、かつ、各種の会議に随時出席して意見を述べるができる。但し、決議には加わらない。
 - 5 顧問、相談役の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第6章 理事会

(構成)

- 第33条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第34条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
 - (4) 規則の制定、変更及び廃止
 - (5) 委員会設置の決定

(招集)

- 第35条 理事会は、会長が招集する。
- 2 理事会の招集は、理事会開催の日の5日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

- 第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

- 第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(委員会)

- 第39条 理事会は必要に応じ、この法人に任意の機関として、委員会を置くことができる。
- 2 委員会は、理事会の職務を補完する。
 - 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、規則において別に定める。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

- 第40条 総会の決議により、この法人の事業を行うために不可欠な特定の財産を、この

法人の基本財産とすることができる。

- 2 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するとき又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(財産の管理及び運用)

第41条 この法人の財産の管理及び運用の方法は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立まで前事業年度の予算に準じて収入・支出を執行することができる。
- 3 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。
- 4 第1項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第45条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第10章 公告の方法及び個人情報の保護

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(個人情報の保護)

第51条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第11章 雑則

(雑則)

第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- この法人の設立時正会員（社員）の氏名及び住所は、次のとおりとする。
住所 奈良県橿原市四分町124番地の5
氏名 中上 博功
住所 奈良県大和郡山市筒井町1304番地
氏名 舞 正春
住所 奈良県橿原市内膳町五丁目4番41-302号コンフォート八木
氏名 城田 全嗣
- この法人の設立時理事及び設立時監事は次のとおりとする。
設立時理事 中上博功・舞正春・城田全嗣
設立時監事 平道也・木田實
- この法人の設立時の会長（代表理事）は中上博功とし、副会長（業務執行理事）は舞正春及び城田全嗣とする。
- この法人の設立時理事の任期は、第27条第1項の規定に関わらず、この法人成立の日から最初の定時総会の終結の時までとする。
- この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- この法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成26年3月31日までとする。
- この法人の設立当初の会費の年額は、第7条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
(1) 正会員 金 6,000円
(2) 賛助会員 金20,000円

以上、一般社団法人なら建築安全支援協会を設立するため正会員 中上博功、同 舞正春及び同 城田全嗣の定款作成代理人である司法書士 中窪啓司 は、電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名する。

平成26年2月27日

正会員 中 上 博 功

正会員 舞 正 春

正会員 城 田 全 嗣

上記定款作成代理人
司法書士 中 窪 啓 司